

# 知多福祉相談センターのあらまし

平成30年度





# 目 次

## 第1 知多福祉相談センターの概要

1	管内の概要・管内地図 .....	1
2	管内の人口 .....	2
3	知多福祉相談センターの組織及び事務分掌 .....	3

## 《地域福祉課》

## 第2 地域福祉課の事業

1	生活保護に関すること	
(1)	生活保護制度 .....	4
(2)	年次別保護状況 .....	4
(3)	町別保護状況 .....	5
(4)	世帯類型別保護状況 .....	5
(5)	生活保護費扶助別支出額 .....	5
2	生活困窮者自立支援に関すること .....	6
3	高齢者福祉(介護保険制度)に関すること	
(1)	介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者) .....	7
(2)	被保険者数 .....	8
(3)	要介護(支援)認定者数 .....	8
(4)	居宅(介護予防)サービス受給者数 .....	9
(5)	地域密着型(介護予防)サービス受給者数 .....	9
(6)	施設サービス受給者数 .....	9

4	障害者福祉に関すること	
(1)	身体障害者手帳の所持状況	10
(2)	療育手帳の所持状況	11
(3)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	11
(4)	愛知県知多障害保健福祉圏域会議	12
(5)	特別障害者手当等の支給状況	13
(6)	在宅重度障害者手当(単県)の支給状況	15
(7)	心身障害者扶養共済制度への加入状況	16
5	民生委員・児童委員に関すること	
(1)	配置状況	17
(2)	民生委員・児童委員活動状況	18
6	児童福祉に関すること	
(1)	子ども会の状況	19
(2)	児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況	19
(3)	放課後児童対策事業の状況	19
(4)	保育所(幼保連携型認定こども園を含む)設置状況	20
(5)	児童扶養手当の支給状況	23
(6)	特別児童扶養手当の支給状況	25
(7)	遺児手当の支給状況	27
7	母子家庭等の福祉に関すること	
(1)	母子家庭等の自立支援事業	29
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付状況	29
(3)	母子生活支援施設への入所措置	29
(4)	母子家庭等自立支援給付金	30

8	知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること	31
9	女性相談センター知多駐在室に関すること	32
10	知多半島圏域保健医療福祉推進会議	34
11	知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況	35
12	知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績	36

## 《児童育成課》

### 第3 児童育成課

1	児童相談センターの業務	37
2	業務系統図	37
3	相談の状況	
(1)	相談の分類	38
(2)	年度別・区分別・地区別受付件数の推移	39
(3)	相談種別・処理別の状況	40
(4)	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況	41
(5)	－1 養護相談	42
(5)	－2 虐待相談	42
(6)	非行相談	45
(7)	障害相談	45

(空白のページ)

# 第1 知多福祉相談センターの概要

## 1 管内の概要・管内地図

知多福祉相談センターは、知多半島全域の5市5町を所管地域とし、その総人口は624,703人（平成30年4月1日現在）、全県人口の8.3%、面積では392.20㎢、全県面積の7.6%を占めている。

知多半島は愛知県西部に位置し、名古屋市の南に突き出した半島であり、西は伊勢湾、東は三河湾、南は伊良湖水道を通じて太平洋に面する自然豊かな環境であるが、最南端の南知多町においても、名古屋市に1時間程度で行けるといいう立地にある。また、半島西部には中部国際空港もあり、生活、ビジネスともに便利な地域である。

産業面においては、名古屋市南部及び衣浦西部の臨海工業地帯があり、鉄鋼業やエネルギー産業を中心とした製造業により、全国一の工業出荷額を誇る本県製造業の一翼を担うとともに、古くからの窯業、繊維、食品（醸造）等の産業に加え、最近では、半島北部のウェルネスバレーと呼ばれる地域を中心に、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地するなど、健康長寿分野においても全国有数の集積地となっている。

さらに、南部地域においては、伊勢湾の豊かな水産資源を生かした漁業とともに、恵まれた自然景観を利用した観光・レクリエーション地域として、県民の憩いの場となっている。

2002年に開港した中部国際空港は、24時間運航が可能な国際空港として、世界各国や国内の多くの都市と結び、本県を始めとして中部圏の国際物流、ビジネス交流などの空の玄関としての役割を果たすとともに、この地域の経済や観光を飛躍的に発展させることが期待されている。



## 2 管内の人口

(平成30年4月1日現在) (単位:世帯、人、%)

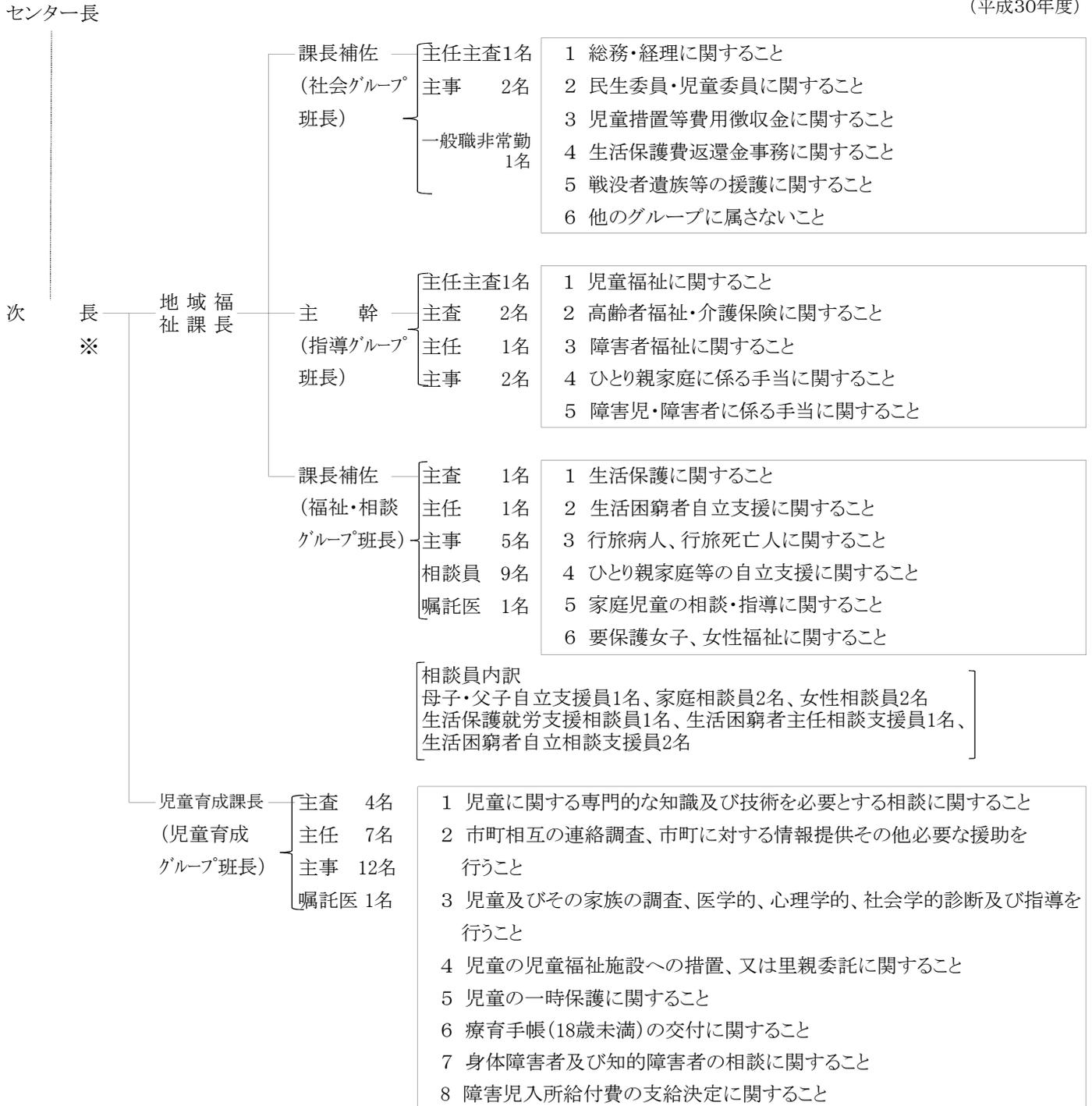
	世帯数	人口	年 齢 3 区 分 人 口						
			0 ～ 14 歳		15 ～ 64 歳		65 歳 以上		
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
半田市	48,080	117,636	15,641	13	73,532	63	27,806	24	
常滑市	23,521	57,529	8,363	15	33,628	58	14,544	25	
東海市	47,848	113,047	17,107	15	69,810	62	24,955	22	
大府市	37,373	91,445	14,038	15	56,250	62	19,375	21	
知多市	33,663	84,157	11,367	14	49,649	59	22,699	27	
阿久比町	10,073	28,233	4,718	17	16,104	57	7,381	26	
東浦町	18,991	49,186	6,761	14	29,531	60	12,527	25	
南知多町	6,903	17,746	1,643	9	9,551	54	6,538	37	
美浜町	9,446	23,001	2,417	11	13,630	59	6,760	29	
武豊町	17,199	42,723	6,042	14	25,859	61	10,644	25	
管内	市部	190,485	463,814	66,516	14	282,869	61	109,379	24
	郡部	62,612	160,889	21,581	13	94,675	59	43,850	27
	計	253,097	624,703	88,097	14	377,544	60	153,229	25
愛知県	3,168,498	7,521,078	1,004,098	13	4,598,416	61	1,840,781	24	

(注)1 出典:統計課「愛知県人口動向調査」

2 「人口」と「年齢3区分人口の合計」が一致しないのは、年齢不詳があるため。

### 3 知多福祉相談センターの組織及び事務分掌

(平成30年度)



※ 次長は、地域福祉課長を兼務。

## 第2 地域福祉課の事業

### 1 生活保護に関すること（所管区域：町）

#### (1) 生活保護制度

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、社会保障の基盤としての役割を果たすもので、生活に困窮するすべての人が健康で文化的な生活が営めるよう、経済的援助を行うとともに、その自立助長を図ることを目的とする。

#### ア 生活保護の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類

#### イ 負担割合

国 3/4 県又は市 1/4

#### ウ 管内の状況

管内における保護率の状況は、平成8年3月から平成16年3月までの間は1%台で推移したが、平成16年度途中からは2%を超えた保護率となり、平成22年度途中から3%を超え、現在は3.30%台で推移していたが、平成30年3月の時点では3.13%となった。

これは、地域ごとに差異はあるものの、高齢者世帯の増加と不安定な雇用に起因する生活不安が主な要因と考えられる。保護受給の原因としては、やはり高齢者が多く、次いで傷病・障害によるものとなっている。

平成30年3月の管内平均保護率は3.13%(県福祉事務所平均4.54%)であり、町別では、美浜町(4.72%)が高い保護率を示している反面、阿久比町(1.37%)は低い保護率となっている。なお、政令市、中核市を含む県平均保護率は10.4%である。

#### (2) 年次別保護状況

年月	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	生活扶助人員	医療扶助人員				被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 B/A (%)	医療扶助人員のうち入院人員の占める割合 C/B (%)	
	実数 (世帯)	実数 (人) A		実数 (人)	総数 (人) B	入院(人)					入院外 (人)
						計 C	精神	その他			
12.3	220	309	1.95	249	256	52	38	14	204	82.8	20.3
13.3	209	278	1.76	232	225	42	34	8	183	80.9	18.7
14.3	203	260	1.63	209	208	42	32	10	166	80.0	20.2
15.3	222	294	1.84	229	233	48	36	12	185	79.3	20.6
16.3	239	307	1.92	252	252	45	39	6	207	82.1	17.9
17.3	264	347	2.16	286	292	64	46	18	228	84.1	21.9
18.3	266	352	2.19	285	264	57	36	21	207	75.0	21.6
19.3	266	349	2.16	268	312	83	40	43	229	89.4	26.6
20.3	278	354	2.18	280	306	75	43	32	231	86.4	24.5
21.3	285	368	2.26	302	327	64	39	25	263	88.9	19.6
22.3	342	442	2.71	374	363	85	38	47	278	82.1	23.4
23.3	378	504	3.08	436	368	41	31	10	327	73.0	11.1
24.3	394	490	3.00	407	427	92	34	58	335	87.1	21.5
25.3	409	505	3.09	419	420	60	29	31	360	83.2	14.3
26.3	442	537	3.29	425	452	63	28	35	389	84.2	13.9
27.3	438	543	3.32	438	478	69	38	31	409	88.0	14.4
28.3	443	548	3.35	462	500	67	28	39	433	91.2	13.4
29.3	442	537	3.32	459	461	65	33	32	396	85.8	14.1
30.3	399	471	3.13	397	411	50	25	25	361	87.3	12.2

(3) 町別保護状況

(平成30年3月31日現在)(単位:世帯、人、%)

区 分	保護を受けている者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助			生業扶助		保護率	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	入院	入院外	世帯		人員
阿久比町	30	35	24	26	20	22	0	0	7	8	27	4	28	0	0	1.37	
東浦町	109	127	84	98	85	100	1	1	32	34	98	17	95	3	3	2.66	
南知多町	58	63	46	51	27	28	0	0	13	14	53	11	43	0	0	3.29	
美浜町	81	92	75	84	60	68	1	1	23	23	75	6	76	0	0	4.72	
武豊町	121	154	109	138	111	139	2	4	25	27	108	12	119	0	0	3.91	
合 計	399	471	338	397	303	357	4	6	100	106	361	50	361	3	3	3.13	

(4) 世帯類型別保護状況

(平成30年3月31日現在)(単位:世帯)

区 分	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計
阿久比町	18	0	6	4	2	30
東浦町	58	1	20	17	13	109
南知多町	42	0	7	9	0	58
美浜町	49	1	12	9	10	81
武豊町	69	1	15	21	15	121
合 計	236	3	60	60	40	399

(5) 生活保護費扶助別支出額

平成29年度(単位:円、%)

区 分	支 出 額	構成比率	
保 護 費	生活扶助	254,539,576	64.96
	住宅扶助	110,820,609	28.28
	教育扶助	1,293,868	0.33
	介護扶助	221,367	0.06
	医療扶助	3,211,098	0.82
	出産扶助	0	0.00
	生業扶助	516,103	0.13
	葬祭扶助	1,511,791	0.39
	小 計	372,114,412	94.97
就労自立給付金	0	0.00	
保護施設事務費 及び委託事務費	19,702,454	5.03	
合 計	391,816,866	100.00	

<参考>

[保護の基準]

平成30年度の標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。(児童養育加算及び冬季加算を除く。)

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

(単位:円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度伸率
3級地-1	125,180	125,180	125,180	125,180	±0

## 2 生活困窮者自立支援に関すること（所管区域：町）

### (1) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図ることを目的とする。

これまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するもので、平成27年4月から法律が施行された。

### (2) 生活困窮者に対する事業の内容

#### ア 自立相談支援事業(国庫負担3/4)

相談支援員等を配置し、就労その他の自立に関する課題について生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための計画作成等を行う。(必須事業)

#### イ 住宅確保給付金(国庫負担3/4)

離職により住宅を失った又はおそれが高い生活困窮者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、安心して就職活動ができるよう有期で住宅確保給付金を支給する。(必須事業)

#### ウ 一時生活支援事業(国庫補助2/3)

住居のない生活困窮者に対応するため、旅館等の借り上げにより緊急一時的な宿泊場所を確保する。(任意事業)

#### エ 子どもの学習支援事業(国庫補助1/2)

生活困窮世帯等の子どもを対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供等を行う。(任意事業)

平成29年度は武豊町にて実施。平成30年度は、武豊町に加えて東浦町及び南知多町においても実施する。

### (3) 職員

主任相談支援員 1名(非常勤)、自立相談支援員 2名(非常勤)

### (4) 生活困窮者自立支援事業の現況

#### ○ 相談件数等

平成29年度

相談数		支援方法					支援結果	
新規受付	延面接数	住宅確保給付金	一時生活支援事業	就労支援	生保就労自立支援	その他	就職	増収
件	件	件	件	件	件	件	件	件
126	504	4	7	71	19	0	38	0

#### ○ 子どもの学習支援事業

参加者 10名(定員12名)

### 3 高齢者福祉(介護保険制度)に関すること (所管区域 : 市町(保険者))

国は、平成25年12月に施行した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとしている。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、本県及び市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や、介護保険制度の円滑な運営を図るため、「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」(平成30～32年度)において、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、① 介護保険サービスの充実、② 在宅医療の提供体制の整備、③ 認知症高齢者支援対策の推進、④ 介護予防と生きがい対策の推進、⑤ 生活支援の推進、⑥ 高齢者の生活環境の整備、⑦ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上の7つの項目を基本目標に掲げ、地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、具体的な取組を進めることとした。

また、県が作成した医療介護総合確保法に基づく計画に基づき、市町村高齢者健康福祉計画と整合を図りながら、県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、① 介護施設等の整備に関する事業、② 介護従事者の確保に関する事業等への助成を行うこととしている。

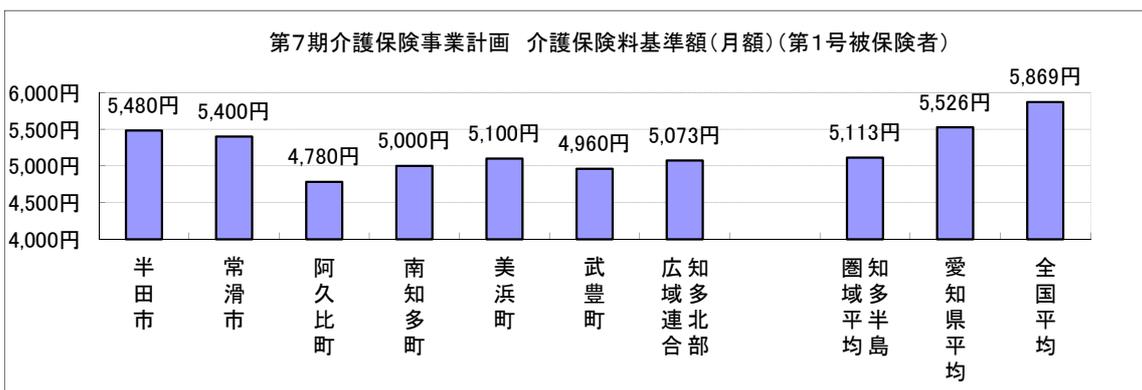
#### (1) 介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者)

市町等名	第7期 介護保険事業計画 (A)	第6期 介護保険事業計画 (B)	伸び率 (A/B)
半田市	5,480円	4,930円	11.2%
常滑市	5,400円	4,950円	+9.1%
阿久比町	4,780円	4,780円	+0.0%
南知多町	5,000円	5,100円	-2.0%
美浜町	5,100円	5,100円	+0.0%
武豊町	4,960円	4,850円	+2.3%
知多北部 広域連合	5,073円	5,073円	+0.0%
知多半島 圏域平均	5,113円	4,969円	+2.9%
愛知県平均	5,526円	5,191円	+6.5%
全国平均	5,869円	5,514円	+6.4%

※ 第6期介護保険事業計画 : 平成27～29年度

第7期介護保険事業計画 : 平成30～32年度

※ 知多北部広域連合 : 東海市、大府市、知多市及び東浦町より構成。



**(2) 被保険者数**

(平成30年3月31日現在)(単位:人)

市町等名	第1号被保険者	第2号被保険者	計
半田市	28,142人	40,782人	68,924人
常滑市	15,006人	18,262人	33,268人
阿久比町	7,265人	8,737人	16,002人
南知多町	6,544人	5,891人	12,435人
美浜町	6,625人	7,521人	14,146人
武豊町	10,660人	14,148人	24,808人
知多北部 広域連合	79,770人	109,816人	189,586人
計	154,012人	205,157人	359,169人

※ 第1号被保険者 : 65歳以上の者

第2号被保険者 : 40~64歳までの医療保険加入者(住民基本台帳上の人口で整理)

**(3) 要介護(支援)認定者数**

(平成30年3月31日現在)(単位:人)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	864人	510人	1,166人	713人	541人	582人	322人	4,698人
常滑市	325人	298人	572人	434人	331人	305人	185人	2,450人
阿久比町	135人	150人	180人	161人	112人	129人	66人	933人
南知多町	68人	154人	122人	167人	128人	165人	101人	905人
美浜町	145人	123人	251人	165人	161人	120人	69人	1,034人
武豊町	177人	268人	278人	221人	211人	147人	103人	1,405人
知多北部 広域連合	1,282人	2,066人	2,315人	2,655人	1,873人	1,467人	1,161人	12,819人
計	2,996人	3,569人	4,884人	4,516人	3,357人	2,915人	2,007人	24,244人
構成比	12.4%	14.7%	20.1%	18.6%	13.8%	12.0%	8.4%	100.0%

要介護(支援)認定者数 構成比 (平成30年3月31日現在)

半田市	要支援1 18.4%	要支援2 10.9%	要介護1 24.8%	要介護2 15.2%	要介護3 11.5%	要介護4 12.4%	要介護5 6.8%
常滑市	要支援1 13.3%	要支援2 12.2%	要介護1 23.3%	要介護2 17.7%	要介護3 13.5%	要介護4 12.4%	要介護5 7.6%
阿久比町	要支援1 14.5%	要支援2 16.1%	要介護1 19.3%	要介護2 17.3%	要介護3 12.0%	要介護4 13.8%	要介護5 7.0%
南知多町	要支援1 7.5%	要支援2 17.0%	要介護1 13.5%	要介護2 18.5%	要介護3 14.1%	要介護4 18.2%	要介護5 11.2%
美浜町	要支援1 14.0%	要支援2 11.9%	要介護1 24.3%	要介護2 16.0%	要介護3 15.6%	要介護4 11.6%	要介護5 6.6%
武豊町	要支援1 12.6%	要支援2 19.1%	要介護1 19.8%	要介護2 15.7%	要介護3 15.0%	要介護4 10.5%	要介護5 7.3%
知多北部 広域連合	要支援1 10.0%	要支援2 16.1%	要介護1 18.1%	要介護2 20.7%	要介護3 14.6%	要介護4 11.4%	要介護5 9.1%
計	要支援1 12.4%	要支援2 14.7%	要介護1 20.1%	要介護2 18.6%	要介護3 13.8%	要介護4 12.0%	要介護5 8.4%

(4) 居宅(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 平成30年3月分(単位:人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	384人	307人	940人	562人	309人	284人	160人	2,946人
常滑市	157人	189人	468人	352人	207人	128人	83人	1,584人
阿久比町	77人	103人	140人	131人	69人	67人	35人	622人
南知多町	31人	102人	83人	123人	57人	55人	29人	480人
美浜町	56人	43人	187人	141人	75人	46人	16人	564人
武豊町	117人	172人	214人	171人	120人	66人	43人	903人
知多北部広域連合	372人	1,018人	1,694人	2,025人	1,117人	662人	504人	7,392人
計	1,194人	1,934人	3,726人	3,505人	1,954人	1,308人	870人	14,491人
構成比	8.2%	13.3%	25.7%	24.2%	13.5%	9.0%	6.0%	100.0%

(5) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 平成30年3月分(単位:人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	7人	3人	277人	167人	89人	91人	44人	678人
常滑市	6人	1人	96人	78人	66人	25人	27人	299人
阿久比町	0人	2人	21人	33人	15人	20人	4人	95人
南知多町	1人	5人	42人	43人	20人	29人	27人	167人
美浜町	0人	0人	25人	15人	13人	7人	1人	61人
武豊町	0人	1人	46人	29人	18人	16人	8人	118人
知多北部広域連合	4人	8人	396人	472人	348人	188人	133人	1,549人
計	18人	20人	903人	837人	569人	376人	244人	2,967人
構成比	0.6%	0.7%	30.4%	28.2%	19.2%	12.7%	8.2%	100.0%

(6) 施設サービス受給者数

サービス提供月 平成30年3月分(単位:人、%)

市町等名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
半田市	399人	319人	4人	722人
常滑市	206人	193人	5人	404人
阿久比町	73人	76人	0人	149人
南知多町	141人	46人	24人	211人
美浜町	122人	65人	11人	198人
武豊町	156人	84人	0人	240人
知多北部広域連合	1,102人	790人	33人	1,925人
計	2,199人	1,573人	77人	3,849人
構成比	57.1%	40.9%	2.0%	100.0%

※ 介護療養型医療施設については、従前において廃止(転換)期限が平成23年度末であったが、改正介護保険法に基づき平成35年度末まで延長されることとなった。

## 4 障害者福祉に関すること

「第5期愛知県障害福祉計画」(平成30～32年度)において、① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をする。② 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにする。③ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする。④ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進する。⑤ 福祉施設から一般就労への移行を推進する。⑥ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進める。⑦ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援する。の7つの考え方をもとに体制整備に取り組むこととしている。

また、平成16年に改正された障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する目的で、平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定(平成28年4月施行)された。

本県では、この法律の趣旨を広く周知し、差別の解消を推進することを目的として、平成27年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定し、障害を理由とする差別の解消に向けた体制整備を図るとともに、啓発活動を行っている。

この他、平成28年3月に本県の障害者計画として、人と人とのつながり、支え合いにより、誰もが健やかで健康に暮らせる社会の実現をめざすことを基本理念とした、平成32年度までの5か年を計画期間とする「あいち健康福祉ビジョン2020」が策定され、平成28年10月には、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が制定された。

### (1) 身体障害者手帳の所持状況 (所管区域 : 市町)

身体障害者福祉法による身体障害者手帳の所持状況は、次のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	身体障害者手帳交付台帳登載数(人)						計(B)	(B)/(A)
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
半田市	117,636	1,064	560	820	769	218	153	3,584	3.05%
常滑市	57,529	446	250	418	427	120	84	1,745	3.03%
東海市	113,047	1,042	469	838	822	224	200	3,595	3.18%
大府市	91,445	643	378	503	548	132	178	2,382	2.60%
知多市	84,157	723	338	556	615	139	110	2,481	2.95%
市計	463,814	3,918	1,995	3,135	3,181	833	725	13,787	2.97%
阿久比町	28,233	238	95	187	191	42	46	799	2.83%
東浦町	49,186	401	228	325	319	94	74	1,441	2.93%
南知多町	17,746	253	123	188	210	61	47	882	4.97%
美浜町	23,001	263	114	230	165	54	30	856	3.72%
武豊町	42,723	427	184	273	266	69	49	1,268	2.97%
町計	160,889	1,582	744	1,203	1,151	320	246	5,246	3.26%
圏域計	624,703	5,500	2,739	4,338	4,332	1,153	971	19,033	3.05%

※ 手帳所持の人数については平成30年3月31日現在

**(2) 療育手帳の所持状況（所管区域：市町）**

知的障害児(者)に対して交付する療育手帳の所持状況は、次のとおりである。 (平成30年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	療育手帳所持者数(人)				
		重 度	中 度	軽 度	計 (B)	(B)/(A)
半田市	117,636	336	286	329	951	0.81%
常滑市	57,529	147	121	150	418	0.73%
東海市	113,047	311	247	325	883	0.78%
大府市	91,445	116	200	303	619	0.68%
知多市	84,157	223	128	195	546	0.65%
市計	463,814	1,133	982	1,302	3,417	0.74%
阿久比町	28,233	74	59	61	194	0.69%
東浦町	49,186	132	70	105	307	0.62%
南知多町	17,746	55	25	29	109	0.61%
美浜町	23,001	70	34	58	162	0.70%
武豊町	42,723	105	79	124	308	0.72%
町計	160,889	436	267	377	1,080	0.67%
圏域計	624,703	1,569	1,249	1,679	4,497	0.72%

**(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況（所管区域：市町）**

精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の所持状況は、次のとおりである。 (平成30年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)				
		1 級	2 級	3 級	計 (B)	(B)/(A)
半田市	117,636	149	625	229	1,003	0.85%
常滑市	57,529	61	261	116	438	0.76%
東海市	113,047	105	451	177	733	0.65%
大府市	91,445	89	437	191	717	0.78%
知多市	84,157	96	325	156	577	0.69%
市計	463,814	500	2,099	869	3,468	0.75%
阿久比町	28,233	31	106	41	178	0.63%
東浦町	49,186	59	250	103	412	0.84%
南知多町	17,746	60	131	26	217	1.22%
美浜町	23,001	50	153	32	235	1.02%
武豊町	42,723	52	174	71	297	0.70%
町計	160,889	252	814	273	1,339	0.83%
圏域計	624,703	752	2,913	1,142	4,807	0.77%

#### (4) 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

##### ア 設置根拠

愛知県知多障害保健福祉圏域会議設置要綱  
(平成20年6月30日付け20知福第363号。最終改正：平成30年4月1日)

##### イ 目的

知多障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的とする。

##### ウ 検討事項

- (ア) 地域の相談支援体制に関すること。
- (イ) 市町村自立支援協議会の運営に関すること。
- (ウ) 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること。
- (エ) 地域のネットワーク構築に関すること。
- (オ) 困難事例への対応に関すること。
- (カ) 地域における専門的支援(障害児支援、権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援など)に関すること。
- (キ) 圏域内の市町村を通ずる広域的な課題に関すること。
- (ク) その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

##### エ 組織

愛知県知多福祉相談センター長が、以下に掲げる者の中から検討事項の内容に応じ必要と認める者を招集する。

市町障害保健福祉担当職員、相談支援従事職員(相談支援専門員)、障害児等療育支援事業所職員、就業・生活支援センター職員、障害福祉サービス事業所職員、知多地域成年後見センター職員、知多圏域を担当する地域アドバイザー業務従事者、学識経験者、精神科病院従事職員、知多圏域保健所職員、知多福祉相談センター地域福祉課職員

##### オ 開催状況(平成29年度)

###### (ア) 平成29年度 第1回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成29年6月7日(水) 14:00～16:00
場 所	半田市役所 4階 大会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障がい児(者)の医療的ケア等について</li> <li>・ 第5期障害福祉計画の策定について</li> <li>・ 精神保健福祉部会の開催状況等について</li> <li>・ 後見業務に関する実績について</li> <li>・ 各市町からの報告</li> </ul>

###### (イ) 平成29年度 第2回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成29年10月4日(水) 14:00～16:00
場 所	常滑市役所 2階 大会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長選出</li> <li>・ 第5期障害福祉計画策定に係る現状について</li> <li>・ 精神保健福祉部会の開催状況等について</li> <li>・ 後見業務に関する実績について</li> <li>・ 各市町からの報告</li> </ul>

###### (ウ) 平成29年度 第3回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成30年3月7日(水) 14:00～16:00
場 所	知多市福祉活動センター 大会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度の圏域会議の開催日程について</li> <li>・ 平成30年度以降の地域アドバイザー業務の見直しについて</li> <li>・ 平成30年度以降の圏域会議の構成員について</li> <li>・ 精神保健福祉部会の開催状況等について</li> <li>・ 後見業務に関する実績について</li> <li>・ 各市町からの報告</li> <li>・ 知多圏域の医療的ケア児の協議の場についての提案</li> </ul>

##### カ その他

知多障害保健福祉圏域会議では専門部会的な位置づけで目的を特化した精神保健福祉意見交換会を開催してきたが、平成29年度から正式に設置要領に基づいた精神保健福祉部会を立ち上げ、精神障害者の地域移行・地域定着の推進に向けた支援の検討、職員の研修等を実施している。(年4回程度)

## (5) 特別障害者手当等の支給状況(所管区域：町)

### ア 目的

在宅で常時介護を必要とする重度の障害者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。  
(事業開始 昭和61年度)

### イ 支給要件等

区 分		手当月額(単位:円)		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者	26,940	A種 6,850 B種 1,050	A種 33,790 B種 27,990
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の者	14,650	A種 6,900 B種 1,150	A種 21,550 B種 15,800
(経過的)福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給していない在宅の者(障害程度は障害児福祉手当と同じ)	14,650	A種 6,900 B種 1,150	A種 21,550 B種 15,800

負担率 ・国手当:3/4、県1/4

・県手当:県10/10…国の手当に対する加算

上記の国の手当受給者のうち、A種又はB種に該当する者に対して、  
県の手当を加算して支給する。

A種……身体障害1～2級かつIQ35以下の合併

B種……身体障害1～2級又はIQ35以下

### ウ 所得制限

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	” 213,000円加算
扶養義務者					

### エ 支給時期

年4回(5月、8月、11月、2月)

【 特 別 障 害 者 等 手 当 受 給 状 況 】

平成30年3月31日現在(単位:人)

区 分		手 当 受 給 資 格 者 数					
		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
特別障害者 手 当	A種	1	12	3 (1)	5 (1)	6	27 (2)
	B種	18	26 (3)	22	17	21 (1)	104 (4)
	C種		2			1	3
	小計	19 (0)	40 (3)	25 (1)	22 (1)	28 (1)	134 (6)
障害児福祉 手 当	A種	3 (1)	12 (1)		1	5	21 (2)
	B種	7 (1)	15 (4)	6	4 (1)	11 (1)	43 (7)
	C種					1	1 (0)
	小計	10 (2)	27 (5)	6	5 (1)	17 (1)	65 (9)
経過的福祉 手 当	A種						0
	B種	1		2	2	3	8
	C種						0
	小計	1	0	2	2	3	8
合 計		30 (2)	67 (8)	33 (1)	29 (2)	48 (2)	207 (15)

(注) ( )内は支給停止者、再掲

**(6) 在宅重度障害者手当(単県)の支給状況(所管区域 : 市町)**

**ア 目的**

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう県単独で手当を支給し、福祉の増進を図る。(5)の国の手当の受給者を除く(事業開始 昭和45年度)

**イ 事業内容**

障 害 の 区 分		手 当 月 額
1種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500円
2種重度障害者	・1級又は2級の身体障害者手帳を有する者 ・知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ・3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 (65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	6,750円

**ウ 所得制限**

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

- ・受給資格者の前年の所得が 3,604,000円以上であるとき
- ・配偶者等扶養義務者の前年の所得が 6,287,000円以上であるとき

**エ 支給時期**

年3回(4月、8月、12月)

**【 在 宅 重 度 障 害 者 手 当 受 給 状 況 】**

(平成30年4月16日現在)(単位:人)

区 分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
1種重度障害者	16 (1)	1 (0)	4 (0)	4 (0)	7 (1)	1 (0)	6 (0)	1 (0)	3 (0)	4 (0)	47 (2)
2種重度障害者	1,074 (45)	461 (14)	904 (53)	686 (46)	688 (28)	214 (9)	469 (16)	192 (5)	189 (1)	406 (14)	5,283 (231)
合 計	1,090 (46)	462 (14)	908 (53)	690 (46)	695 (29)	215 (9)	475 (16)	193 (5)	192 (1)	410 (14)	5,330 (233)

(注) ( )内は支給停止者、内数

(7) 心身障害者扶養共済制度への加入状況(所管区域：市町)

ア 目 的

障害者を扶養している保護者にとって最大の不安は、自己の死亡後に残された障害者の生活の問題である。このような保護者の不安を軽減するため、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、その保護者が死亡又は重度障害となった場合に障害者に年金を支給することにより生活の不安をやわらげる。

(事業開始 昭和45年度)

イ 実施主体

県

(平成30年4月1日現在)(単位:人)

区 分	加入者数	掛 金 の 状 況					備 考
		加入者全額負担	50%免除	70%免除	100%免除	その他	
半田市	37	11	2	1	22	1	・加入は2口まで。 2口加入にあつては、 1口目と同額が加算される。 ・年金(保護者死亡後) 1口当たり 月額2万円 ・弔慰金(障害者死亡) 1口当り 3~25万円 ・脱退一時金 1口当たり 4.5~25万円
常滑市	24	6	2	0	16	0	
東海市	34	4	0	3	26	1	
大府市	30	9	0	0	21	0	
知多市	30	9	1	1	19	0	
阿久比町	12	3	0	0	9	0	
東浦町	23	6	1	0	16	0	
南知多町	10	1	2	0	6	1	
美浜町	11	3	0	0	8	0	
武豊町	16	7	1	0	8	0	
合 計	227	59	9	5	151	3	

<掛金月額>

(単位:円)

加入時における年齢区分	金 額
35歳未満の者	9,300
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

## 5 民生委員・児童委員に関すること

民生委員は、社会福祉関係法に関する協力機関であると同時に社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活に関する助言その他の援助を行っている。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っている。児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、任期は3年となっており、平成28年12月1日に一斉改選された。

### (1) 配置状況(所管区域：市町)

平成30年4月1日現在

市名	定数(人)	協議会数	町名	定数(人)	協議会数
半田市	167(17)	8	阿久比町	44(3)	1
常滑市	92(8)	4	東浦町	71(4)	1
東海市	140(12)	5	南知多町	51(3)	1
大府市	146(16)	8	美浜町	43(2)	1
知多市	118(11)	5	武豊町	47(3)	1
市計	663(64)	30	町計	256(15)	5
			合計	919(79)	35

(注) ( )内の数字は主任児童委員数の内数を示したもの

## (2) 民生委員・児童委員活動状況（平成29年度）

（単位：件）

内容別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員（再掲）
在宅福祉	471	2
介護保険	115	2
健康・保健医療	189	2
子育て・母子保健	764	449
子どもの地域生活	423	126
子どもの教育・学校生活	493	69
生活費	414	2
年金・保険	35	0
仕事	36	0
家族関係	133	3
住居	60	0
生活環境	455	6
日常的な支援	1,712	73
その他	1,395	6
計	6,695	740

分野別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員（再掲）
高齢者に関すること	3,476	90
障害者に関すること	524	3
子どもに関すること	1,480	647
その他	1,215	0
計	6,695	740

その他活動件数	民生委員・児童委員	主任児童委員（再掲）
調査・実態把握	3,317	91
行事・事業・会議への参加協力	8,493	635
地域福祉活動・自主活動	9,857	405
民児協運営・研修	4,742	322
証明事務	349	4
要保護児童の発見の通告・仲介	83	7
計	26,841	1,464

## 6 児童福祉に関すること

### (1) 子ども会の状況（所管区域：市町）

子ども達が自主的な遊びや行事を通じて地域の子どもの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものにし、もって地域社会における児童の福祉の増進を図る。

#### 【子ども会設置状況】

平成30年4月1日現在

市名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数	町名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数
※半田市	9クラブ	757人	阿久比町	24クラブ	1,932人
常滑市	25クラブ	1,616人	※東浦町	18クラブ	855人
東海市	79クラブ	5,246人	南知多町	1クラブ	76人
大府市	109クラブ	3,785人	美浜町	9クラブ	526人
知多市	53クラブ	3,407人	武豊町	13クラブ	890人
市計	275クラブ	14,811人	町計	65クラブ	4,279人
			合計	340クラブ	19,090人

※半田市はH27年3月より愛知県子ども会連絡協議会活動を休会中のため、半田市で把握している子ども会数及び会員数を記載。

※東浦町はH28年3月に愛知県子ども会連絡協議会を脱退したため、町で管理している子ども会数及び会員数を記載。

### (2) 児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況（所管区域：市町）

児童に健全な遊びの場を与えて、健康を増進し情操を豊かにするための施設として設置されている。

(事業開始 児童館…昭和38年度、児童センター…昭和53年度、児童遊園…昭和40年度)

平成30年4月1日現在

区分	児童館		児童遊園	
	児童館	児童センター	児童遊園	交通児童遊園
半田市	—	7か所	6か所	—
常滑市	6か所	2か所	7か所	—
東海市	14か所	—	5か所	—
大府市	—	9か所	1か所	—
知多市	—	1か所	10か所	—
阿久比町	1か所	—	—	—
東浦町	—	7か所	—	—
南知多町	—	—	—	—
美浜町	1か所	—	12か所	—
武豊町	4か所	—	3か所	—
合計	26か所	26か所	44か所	—

### (3) 放課後児童対策事業の状況（所管区域：市町）

#### 【放課後児童クラブ設置状況】

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対して、適切な遊びや生活の場を与える。

(事業開始 平成3年度)

平成30年5月1日現在

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
放課後児童クラブ数	19 クラブ	12 クラブ	15 クラブ	12 クラブ	10 クラブ	5 クラブ	7 クラブ	2 クラブ	2 クラブ	4 クラブ	88 クラブ

(4) 保育所(保育所型・幼保連携型こども園を含む)設置状況 (所管区域 : 市町)

保護者の就労・疾病などにより家庭で保育することのできない乳幼児を、保護者からの申込みにより保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。

平成30年4月1日現在

市名	名称	設置者	定員A	現 員 B		市名	名称	設置者	定員A	現 員 B		
				入所児童	保育実 施児童					入所児童	保育実 施児童	
半 田 市	高根 保育園	半田市	人 182	人 93	人 93	東 海 市	一番畑 保育園	東海市	人 200	人 186	人 176	
	花園 "	"	208	170	170		名和 "	"	200	171	161	
	協和 "	"	133	89	89		名和東 "	"	136	100	93	
	岩滑北 "	"	136	110	110		渡内 "	"	191	151	148	
	清城 "	"	192	131	131		平洲 "	"	180	150	142	
	葵 "	"	183	135	135		木庭 "	"	125	91	86	
	有脇 "	"	136	100	100		みどり "	"	115	78	74	
	乙川 "	"	212	168	168		明倫 "	"	130	91	86	
	東 "	"	238	168	168		富木島 "	"	115	105	103	
	横川 "	"	196	154	154		東山 "	"	210	186	177	
	平地 "	"	216	172	172		大田 "	"	193	167	156	
	白山 "	"	113	75	75		高横須賀 "	"	149	141	132	
	修農 "	"	102	54	54		横須賀 "	"	112	92	84	
	岩滑こども園	"	165	158	130		養父 "	"	153	131	128	
	板山こども園	"	222	184	143		加木屋 "	"	210	185	177	
	半田同胞園保育所	社会福祉法人	261	238	238		三ツ池 "	"	161	138	131	
	住吉 こども園	"	120	117	111		大堀 "	"	206	181	172	
	あさひ "	"	30	29	29		加木屋南 "	"	159	126	117	
	のぞみが丘 "	NPO法人	50	46	46		エチュード上野台	社会福祉法人	30	14	14	
	みらい "	"	75	75	75		さくらんぼの夢	学校法人	90	37	37	
	花はなベビーハウス	"	18	14	14		Memorytree名和北保育園	株式会社	19	13	13	
	おひさま保育園	社会福祉法人	18	13	13		Memorytree太田川 "	"	19	8	8	
計 22か所	公15私7	3,206	2,493	2,418	荒尾サンフレンズ "	"	19	9	9			
入所率(現員B/定員A)			77.8%	75.4%	計 23か所			公18私5	3,122	2,551	2,424	
					入所率(現員B/定員A)			81.7%		77.6%		
常 滑 市	三和南 保育園	常滑市	130	115	85							
	三和西 "	"	150	107	99							
	鬼崎北 "	"	180	120	96							
	鬼崎中 "	"	100	66	37							
	鬼崎西 "	"	136	112	96							
	瀬木 "	"	230	195	182							
	常石 "	"	110	94	64							
	丸山 "	"	180	115	99							
	西浦南 "	"	110	67	53							
	小鈴谷 "	"	120	78	59							
	青海こども園	"	70	8	8							
	SAKAI 保育園	NPO法人	50	42	37							
	波の音こども園	社会福祉法人	135	129	129							
	風の丘こども園	社会福祉法人	183	184	184							
	こども園あるこ	社会福祉法人	183	179	179							
計 15か所	公11私4	2,067	1,611	1,407								
入所率(現員B/定員A)			77.9%	68.1%								

市名	名称	設置者	定員A	現 員 B		町名	名称	設置者	定員A	現 員 B		
				入所児童	保育実 施児童					入所児童	保育実 施児童	
大府市	大府 保育園	大府市	320	270	262	阿久比町	英 保育園	阿久比町	H25. 4. 1から休止中			
	柁山 "	"	135	111	109		草木 "	"	160	129	124	
	桃山 "	"	220	184	174		北原 "	"	H25. 4. 1から休止中			
	横根 "	"	135	108	105		宮津 "	"	260	206	190	
	北崎 "	"	116	83	81		城山 "	"	90	54	45	
	共和東 " ※	"	200	178	173		英比 "	"	260	212	189	
	追分 "	"	150	122	122		東部 "	社会福祉法人	120	105	104	
	荒池 "	"	100	104	99		中部 "	"	90	70	66	
	共長 "	"	130	117	112		南部 "	"	110	94	94	
	長草 "	"	105	78	73		ひなた "	"	30	27	27	
	吉田 "	"	140	99	94		SAKURA "	NPO法人	64	47	47	
	米田 "	"	125	85	80		計 9(2)か所	公4(2)私5	1,184	944	886	
	若宮 "	"	229	170	165		入所率(現員B/定員A)			79.7%	74.8%	
	共和 "	社会福祉法人	180	170	170		東浦町	森岡 保育園	東浦町	90	64	12
	大府西こどもの城 "	学校法人	30	20	20			森岡西 "	"	180	146	91
	大府大和キッズ "	"	60	36	36			緒川 "	"	300	247	151
	ジーニアス幼稚園	"	39	37	37			緒川新田 "	"	220	128	82
	そびあ保育園おいわけ	株式会社	19	16	16			石浜 "	"	300	218	134
計 18か所	公13私5	2,433	1,988	1,928	石浜西 "	"		280	240	168		
入所率(現員B/定員A)			81.7%	79.2%	生路 "	"		170	135	77		
知多市	岡田 保育園	知多市	90	51	51	藤江 "		"	250	181	114	
	新舞子 "	"	200	170	170	計 8か所		公8私0	1,790	1,359	829	
	八幡 "	"	150	129	129	入所率(現員B/定員A)			75.9%	46.3%		
	佐布里 "	"	120	103	103	南知多町		内海 保育所	南知多町	170	102	88
	新知 "	"	165	152	152			かるも "	"	100	80	74
	新田 "	"	220	190	190		師崎 "	"	90	36	33	
	日長 "	"	100	82	82		大井 "	"	90	32	27	
	寺本 "	"	180	129	126		日間賀 "	"	90	66	64	
	つつじが丘 "	"	170	116	116		篠島 保育園	社会福祉法人	60	46	46	
	日長台 "	"	180	111	111		計 6か所	公5私1	600	362	332	
	岡田西 "	"	160	130	130		入所率(現員B/定員A)			60.3%	55.3%	
	南粕谷 "	"	150	105	105		知多市	朝倉 "	社会福祉法人	110	97	97
	ゆめ "	NPO法人	28	25	25			計 14か所	公12私2	2,023	1,590	1,587
	入所率(現員B/定員A)			78.6%	78.4%							

町名	名称	設置者	定員A	現 員 B	
				入所児童	保育実 施児童
美 浜 町	布土 保育所	美浜町	人 80	人 62	人 43
	河和北 //	//	220	211	146
	南部 //	//	90	41	32
	野間 //	//	110	54	39
	奥田 //	//	110	57	41
	上野間 //	//	110	69	51
	計 6か所	公6私0	720	494	352
	入所率(現員B/定員A)			68.6%	48.9%
武 豊 町	南 保育園	武豊町	89	75	48
	富貴 //	//	170	161	108
	北 //	//	205	195	126
	西 //	//	200	183	127
	六貫山 //	//	190	169	119
	中山 //	//	202	193	143
	東大高 //	//	87	77	58
	北中根 //	//	190	176	128
	竜宮 //	//	60	28	24
	わかば //	//	60	47	29
	このみ //	NPO法人	27	23	23
	計 11か所	公10私1	1,480	1,327	933
	入所率(現員B/定員A)			89.7%	63.0%

\* ( )は、休止施設数で、外数。

※ 共和東保育園:大府市が設置し、株式会社が  
受託運営を行っている。

(5) 児童扶養手当の支給状況(所管区域：町)

ア 目的

ひとり親家庭において児童を監護している母または、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、あるいは父母により監護等されていない児童を養育する者に、手当を支給することにより、児童の福祉増進を図る。(事業開始 昭和36年度)

イ 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童に障害がある場合は、20歳未

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が重度の障害にあたる児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかではない児童
- (オ) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)
- (ケ) その他アからクに該当するか明らかでない児童

ウ 所得の限度額

平成30年4月1日現在

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	円 190,000	円 570,000	円 950,000	円 1,330,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	〃 380,000円加算
配偶者 扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

エ 手当額

区分	平成30年度額	
	全部支給者	一部支給停止者
児童1人の場合	42,500円	42,490円～10,030円 10円単位
児童2人の場合の加算額	10,040円	10,030円～5,020円 10円単位
児童3人以上の場合の加算額	児童1人増すごとに6,020円	6,010円～3,010円 10円単位

オ 支給時期

年3回(4月、8月、12月)

【 児 童 扶 養 手 当 受 給 状 況 】

<受給資格者別>

平成30年3月31日現在 (単位:人)

		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給者数	全部支給	57	110	49	66	130	412
	一部支給停止	71	125	46	61	164	467
	小計(A)	128	235	95	127	294	879
	支給対象児童数						1,355
全部支給停止(B)		22	27	12	20	29	110
合計(A+B)		150	262	107	147	323	989

<支給要件別>

平成30年3月31日現在(単位:人、%)

生別		死別	未婚	障害者	遺棄	その他	合計
離婚	その他						
771 (87.7)	0 (0.0)	5 (0.6)	71 (8.1)	8 (0.9)	1 (0.1)	23 (2.6)	879 (100.0)

(注) ( ) 内は構成比

(注) 全部支給停止者を除く。

<受給者数の推移>

(単位:人)

区分	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
全国	1,075,336	1,058,663	1,037,724	1,009,844	975,596
愛知県	51,302	50,952	計	49,059	47,400
知多福祉相談センター	930	920	887	890	879

(出典) 全国及び愛知県数値は厚生労働省「福祉行政報告例」

ただし、平成30年3月末の全国・愛知県数値は概数

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1a.html>

※ 愛知県は、名古屋市、中核市を含んだ県内全市町村の合算値

(注) 全部支給停止者を除く。

(6) 特別児童扶養手当の支給状況(所管区域 : 市町)

ア 目的

家庭において介護されている身体または精神に障害のある児童(20歳未満)の保護者に手当を支給することにより障害児の福祉の増進を図る。(事業開始 昭和39年度)

イ 支給要件

- (ア) 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の児童(1級該当児)  
〔療育(愛護)手帳A(1・2度)程度、身体障害者手帳1・2級程度〕
- (イ) 身体または精神に中度の障害がある20歳未満の児童(2級該当児)  
〔療育(愛護)手帳B(3度)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度〕

ウ 所得の限度額

平成30年4月1日現在

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	円 4,596,000	円 4,976,000	円 5,356,000	円 5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	〃 213,000円加算

エ 手当額

- 1級該当者 1人月額 51,700円
- 2級該当者 1人月額 34,430円

オ 支給時期

年3回(4月、8月、11月)

【特別児童扶養手当受給状況】

平成30年3月31日現在(単位:人、%)

区 分	受給者数	級別	支給対象児童数				支 給 停止者数
			身体障害	精神障害	重複障害	計	
半 田 市	182	1級	22	80	0	102 (52.3)	37
		2級	13	80	0	93 (47.7)	
		計	35	160	0	195 (100.0)	
常 滑 市	97	1級	7	37	0	44 (40.4)	12
		2級	7	58	0	65 (59.6)	
		計	14	95	0	109 (100.0)	
東 海 市	189	1級	19	81	1	101 (50.5)	29
		2級	17	82	0	99 (49.5)	
		計	36	163	1	200 (100.0)	
大 府 市	127	1級	11	50	1	62 (46.3)	25
		2級	16	56	0	72 (53.7)	
		計	27	106	1	134 (100.0)	
知 多 市	98	1級	7	48	0	55 (53.4)	22
		2級	16	32	0	48 (46.6)	
		計	23	80	0	103 (100.0)	
阿久比町	38	1級	1	18	0	19 (50.0)	9
		2級	4	15	0	19 (50.0)	
		計	5	33	0	38 (100.0)	
東 浦 町	76	1級	6	39	1	46 (57.5)	10
		2級	4	30	0	34 (42.5)	
		計	10	69	1	80 (100.0)	
南知多町	20	1級	3	8	0	11 (52.4)	1
		2級	3	7	0	10 (47.6)	
		計	6	15	0	21 (100.0)	
美 浜 町	37	1級	2	15	0	17 (41.5)	2
		2級	2	22	0	24 (58.5)	
		計	4	37	0	41 (100.0)	
武 豊 町	67	1級	5	29	0	34 (48.6)	5
		2級	5	31	0	36 (51.4)	
		計	10	60	0	70 (100.0)	
計	931	1級	83	405	3	491 (49.5)	152
		2級	87	413	0	500 (50.5)	
		計	170 (17.2)	818 (82.5)	3 (0.3)	991 (100.0)	

(注) ( ) 内は構成比

※出典:福祉行政報告例 第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況(平成30年3月分報告)

**(7) 遺児手当の支給状況(所管区域 : 市町)**

**ア 目 的**

両親又は父母のいずれかが死亡、重度の障害等の状態にある家庭の18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日以前)の児童を養育している者に県単独で手当を支給し、これら児童の健全な育成と福祉の増進を図る。(事業開始 昭和45年度。なお、平成25年4月1日から公的年金受給者は支給対象外となった。)

**イ 支給要件**

県内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が重度の障害にある児童
- (エ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- (オ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (カ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (キ) 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)

**ウ 所得の限度額**

平成30年4月1日現在

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 1,920,000	円 2,300,000	円 2,680,000	円 3,060,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	” 380,000円加算

**エ 手当の支給期間及び支給額**

支給開始から5年間

遺児1人あたり月額	支給開始～3年目まで	4,350円
	4年目～5年目	2,175円
	6年目～	支給対象外

**オ 支給時期**

年3回(4月、8月、12月)

【愛知県遺児手当受給状況】

〈受給者区分別〉

平成30年3月31日現在(単位:人)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給資格者数	509	174	408	253	268	80	120	42	62	159	2,075
遺児数	843	275	668	389	414	129	189	72	103	240	3,322

(注) 支給停止者を含む。

〈支給要件別〉

平成30年3月31日現在(単位:人、%)

区分	離婚	死亡(事故)	死亡(他)	障害	行方不明	遺棄	拘禁	未婚	その他	重複	合計
受給資格者数	1,837 (88.5)	4 (0.2)	15 (0.7)	4 (0.2)	0 (0.0)	6 (0.3)	0 (0.0)	184 (8.9)	3 (0.1)	22 (1.1)	2,075 (100.0)
遺児数	3,011 (90.6)	5 (0.2)	28 (0.8)	4 (0.1)	0 (0.0)	11 (0.3)	0 (0.0)	195 (6.0)	5 (2.0)	63 (1.9)	3,322 (100.0)

- (注) 1 ( )内は構成比  
 2 支給停止者を含む。  
 3 「死亡(事故)」は、交通事故。それ以外はすべて「死亡(他)」。

〈受給資格者別〉 (単位:人、%)

平成30年3月31日現在

母	父	養育者	計
1,961	101	13	2,075
(94.5)	(4.9)	(0.6)	(100.0)

- (注) 1 ( )内は構成比  
 2 支給停止者を含む。

〈受給資格者数の推移〉

(単位:人)

	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
支給者数	2,328	2,247	2,104	2,042	1,910
支給停止者数	135	166	154	144	165
計	2,463	2,413	2,258	2,186	2,075

## 7 母子家庭等の福祉に関すること

### (1) 母子家庭等の自立支援事業

母子及び寡婦福祉法(昭和36年法律第129号)に基づき、経済的に不安定な立場にある母子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、経済的支援を中心とした福祉推進を図ってきたが、法改正に伴い、平成15年度から母子相談員に替えて、母子自立支援員を設置し、総合的な母子家庭等の福祉の推進に寄与している。

さらに、次世代育成支援対策の推進・強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置が講じられ、平成26年4月から法改正により法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、同10月から父子家庭に対する支援が拡充されることになった。

#### [母子家庭等に対する相談支援体制]

母子・父子自立支援員：母子家庭等の就労、生活、子育て及び自立に必要な事項について、相談・指導を行い母子家庭等の自立の促進を図る。

配置人員 1人(所管地域 町)

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況(所管区域：市町)

母子・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付けを行っている。

(事業開始 母子 昭和28年度、寡婦 昭和44年度、父子 平成26年度)

平成29年3月31日現在

市町名	修学資金		住宅資金		技能習得資金		転宅資金		就学支度資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円		円		円
半田市	1	3,360,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,360,000
常滑市	1	1,080,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,080,000
東海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南知多町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	1	1,104,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,104,000
武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	5,544,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5,544,000

### (3) 母子生活支援施設への入所措置(所管区域：町)

平成30年3月末現在、1世帯(3人)を措置している。

#### (4) 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母等に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、母子家庭等の就業の促進を図る。

(事業開始 平成16年1月)

##### ア 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座 : 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等

(イ) 支給額 : 対象講座の受講料の6割相当額 (上限:20万円、下限:12千円)

ただし、雇用保険における教育訓練給付受給資格のある者については、6割相当額から雇用保険からの給付分を除いた額を支給する。

(ウ) 支給状況

区 分	支給人員(人)	支給金額(円)
平成24年度	0	0
平成25年度	1	18,284
平成26年度	0	0
平成27年度	0	0
平成28年度	2	69,792
平成29年度	0	0

##### イ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で修業した場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。

(ア) 対象資格 : 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

(イ) 支給期間 : 修業期間の全期間(上限36月)

(ウ) 支給額 (単位:円)

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金
	平成23年度までの入学者	平成24年度以降の入学者	平成20年4月以降の入学者
市町村民税非課税	141,000	100,000	50,000
市町村民税課税	70,500	70,500	25,000

(エ) 支給状況

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金	
	支給人員(人)	支給金額(円)	支給人員(人)	支給金額(円)
平成24年度	6	6,336,500	1	25,000
平成25年度	5	6,192,000	0	0
平成26年度	5	4,500,000	0	0
平成27年度	1	1,200,000	3	150,000
平成28年度	1	564,000	0	0
平成29年度	3	3,246,000	0	0

## 8 知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること(所管区域：町)

### (1) 設置の趣旨

家庭における児童養育上の諸問題について専門的相談指導を行い、家庭児童福祉の向上を図る。

(家庭児童相談室設置要綱)

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 家庭の児童養育についての相談に関すること
- ・ 要保護家庭の訪問指導に関すること
- ・ 家庭児童問題の実態調査に関すること

### (3) 職 員

室長（次長兼務）、室長補佐（課長補佐兼務）、家庭相談員2名（非常勤）

### (4) 家庭児童相談の現況

#### ア 受付経路別件数

平成29年度

発見	児童委員からの通告	条第1項第3号によるもの	児童相談所から通告（法第26条の2第2項によるもの）	児童相談所から委嘱（法第18条の2第2項によるもの）	保健所から通告	警察関係から通告	その他都道府県関係から通告（指定都市を含む）	市町村から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他通告等	合計
12	0	8	0	0	0	0	5	0	0	20	33	1	79

#### イ 内容別相談件数

平成29年度

性格・生活指導	知的・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	合計
		人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
0	0	0	3	0	0	9	44	21	0	2	79

## 9 女性相談センター知多駐在室に関すること(所管区域：市町)

### (1) 設置の趣旨

昭和31年に「売春防止法」が公布され、婦人の保護更生を期することを目的として、昭和32年4月に知多駐在室が設置された。

一方、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が公布され、平成14年4月から全面施行された。

その後、平成16年12月に加害者の定義の拡大、国・地方公共団体の役割強化等が図られた改正法が施行され、これにより暴力被害者である女性の保護をより一層円滑かつ効果的に実施するため、必要な相談等をより積極的に行うこととなった。

平成20年1月には市町村の役割強化や保護命令制度の拡充が図られ、さらに平成26年1月から法改正により法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 要保護女子等及び被害者の早期発見に関すること
- ・ 要保護女子等及び被害者の面接調査及び相談に関すること
- ・ 売春防止法(昭和31年法律第113号)並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の趣旨の普及徹底に関すること

### (3) 職 員

室長(センター長兼務)、室長補佐2名(次長、課長補佐兼務)、女性相談員2名(非常勤)

### (4) 女性相談の現況

#### ア 受付経路別相談件数

平成29年度

本人自身	警察関係	他の女性相談所	その他の関係機関	福祉事務所	縁故者・知人	その他	合 計
件	件	件	件	件	件	件	件
70	2	0	7	8	0	1	88

#### イ 処理状況

平成29年度

女性保護施設入所	福祉事務所へ移送	女性相談センターへ移送	その他の関係機関へ移送	助言指導	家庭へ送還	その他	合 計
件	件	件	件	件	件	件	件
0	4	0	0	83	1	0	88

ウ 年齢別状況

平成29年度

年齢	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
件数	0	4	11	31	32	6	3	1	88
延件数	0	8	32	52	98	35	4	1	230

エ 性別状況

平成29年度

性別	女	男	計
件数	88	0	88
延件数	230	0	230

オ 相談主訴別状況

平成29年度

区分	人間関係																			
	夫等				子ども			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の力	男女問題	その他		
	暴力	薬物中毒	乱酒	離婚問題	その他	暴力	養育不能	その他	親の暴力	族の暴力	その他	その他	同居の交際相手(含元夫)	暴力	交際相手の暴力	同性間の暴力	その他	その他		
件数	44	0	18	7	0	0	5	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3
延件数	127	0	40	15	0	0	6	6	0	5	0	0	0	0	0	0	2	2	1	18

区分	住居問題	帰宅なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	人身取引	ストーカー	その他	合計	
			生活貧困	借入金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他									
件数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	88
延件数	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	230

\* 電話相談件数 137件

## 10 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

### (1) 開催根拠

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領

(平成14年4月1日付け14医福第57号健康福祉部長通知。最終改正：平成30年4月1日)

### (2) 目的

保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的とする。

### (3) 所掌事務

- ア 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- イ 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
- ウ 健康福祉ビジョンの推進に関すること。
- エ その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

### (4) 会議

会議は基幹的保健所等の長(半田保健所長)が、次に掲げる者の中から議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。

市町村の代表、地域保健法に基づき市に設置された保健所の代表、地区医師会の代表、地区歯科医師会の代表、地区薬剤師会の代表、病院協会代表、地区社会福祉協議会の代表、民生児童委員代表、社会福祉施設代表、学校保健関係者代表、職域保健関係者代表、食品衛生協会の代表、女性団体代表、警察関係代表、食生活改善協議会の代表、学識経験者、NPO・ボランティア団体代表、その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

### (5) 事務局

会議の事務局は、以下に掲げる機関から成るものとし、基幹的保健所等の長(半田保健所長)を事務局長とする。

半田保健所、知多保健所、知多福祉相談センター

### (6) 開催状況(平成29年度)

#### ア 平成29年度 第1回 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

日時	平成29年8月29日(水曜日)午後2時から午後3時まで
場所	半田保健所 4階 大会議室
議事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護保険施設等の整備計画について</li><li>・ 知多半島医療圏保健医療計画(原案)について</li><li>・ 第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について</li><li>・ 知多半島医療圏における災害医療対策について</li></ul>

#### イ 平成29年度 第2回 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

日時	平成30年2月27日(火曜日)午後2時から午後2時50分まで
場所	半田保健所 4階 大会議室
議事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 知多半島医療圏保健医療計画(案)について</li><li>・ あいちオレンジタウン構想の策定について</li><li>・ 知多半島医療圏における災害医療対策について</li></ul>

11 知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況

平成30年3月31日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		特 定 施 設				
	施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	介護専用型		混 合 型		
					施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	定員×0.7
半田市	瑞光の里 第二瑞光の里 瑞光の里 緑ヶ丘	130 90 100	LA・LA・LA ゆうゆうの里 ゆうハウス 結生	100 100 15 100			エスケア半田 ヴェルハートはんだ エイジトピア知多	72 24 30	(50) (16) (21)
常滑市	むらさき野苑 しろやま	88 80	さざんかの丘	100	サンハートライフ常滑	30	セントレアライフ常滑 海柑の郷 たきたやわらぎ邸 常滑市公募(名称未定)	30 40 38 50	(21) (28) (26) (35)
東海市	東海の里 東海福寿園 東海清涼苑 レモンの樹東海 レセナ東海	100 80 100 110 120	東海 サザン東海	100 150			ゆうえん東海 ベティさんの家 太田川	55 60	(38) (42)
大府市	愛厚ホーム大府苑 デイパーク大府 大府の郷 大府市公募(名称未定)	150 80 100 100	ルミナス大府 キューオー北崎	100 100			長寿の郷 さふらん大府 フラワーサーチ大府	60 50 90	(42) (35) (63)
知多市	ふれあいの里 知多 知多共愛の里	100 90 100	知多苑 キューオーエル	146 100			フェリーチェ フェリーチェ知多	54 60	(37) (42)
阿久比町	阿久比一期一会荘	80	メディコ阿久比	214			エスケア阿久比	45	(31)
東浦町	東和荘 メドック東浦	80 120	相生	100			ベティさんの家 東和荘特定施設入居者生活介護事業所 敬愛苑 東浦 敬愛苑 藤江	70 40 30 30	(49) (28) (21) (21)
南知多町	あい寿の丘 大地の丘	60 100							
美浜町	ピラ・オレンジ	140	サンバーデン	122					
武豊町	武豊福寿園 くすのきの里	80 120	榊原	100	セントレアライフ武豊	30	ひだまりの郷たけとよ	30	(21)
計		<b>2,498</b>		<b>1,647</b>		<b>60</b>		958	<b>(667)</b>

注1 知多半島圏域保健医療福祉推進会議において整備計画が承認されたものを掲載しているため、未開設のものが含まれること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第1項)

注2 混合型特定施設の定員数にあっては、各施設の定員数に0.7を乗じ端数を切り捨てたものを括弧書きとしていること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第2項)

## 12 知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績

平成29年度実績  
(単位:時間分/年)

### <訪問系サービス>

	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	計
総利用時間数	53,611	7,631	33,350	24,951	25,823	5,401	20,047	2,254	12,242	13,201	198,511
居宅介護	45,821	7,631	31,489	18,182	18,860	4,941	18,710	1,358	4,334	12,177	163,503
重度訪問介護	4,746	0	1,512	4,167	451	0	0	0	7,509	0	18,385
同行援護	827	0	142	491	553	0	644	0	0	0	2,657
行動援護	2,217	0	207	2,111	5,959	460	693	896	399	1,024	13,966
重度障害者等包括支援	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0

### <日中活動系サービス>

(単位:人日分/年、療養介護のみ 人分/年)

生活介護	62,776	17,921	31,510	32,290	36,237	10,753	21,599	10,041	12,180	17,483	252,790
自立訓練(機能訓練)	361	0	148	32	0	0	69	0	0	0	610
自立訓練(生活訓練)	2,191	538	230	528	494	140	581	306	31	224	5,263
就労移行支援	7,708	2,638	3,850	2,423	3,390	234	2,534	749	783	1,207	25,516
就労継続支援(A型)	8,388	956	9,272	11,116	6,645	1,150	5,731	520	1,434	3,283	48,495
就労継続支援(B型)	37,680	22,508	41,718	21,585	14,973	5,824	13,441	2,830	2,549	11,114	174,222
福祉型短期入所	2,702	617	3,241	432	2,412	508	410	635	695	1,218	12,870
医療型短期入所	162	7	99	332	132	80	172	4	0	80	1,068
療養介護	72	1,455	104	48	60	36	41	12	3	0	1,831

### <居住系サービス>

(単位:人分/年)

グループホーム	914	14,582	770	761	678	276	412	201	13	215	18,822
施設入所支援	535	8,308	504	268	386	186	337	108	10	156	10,798

### <相談支援>

(単位:人分/年)

計画相談支援	2,652	562	859	840	545	160	514	319	120	586	7,157
地域移行支援	18	0	6	3	0	0	9	0	0	0	36
地域定着支援	503	23	6	24	4	0	0	0	0	0	560

### <障害児通所サービス>

(単位:人日分/年)

児童発達支援	12,042	10,446	11,575	8,596	6,410	398	6,436	0	1,708	3,596	61,207
医療型児童発達支援	33	44	777	27	187	15	24	0	45	8	1,160
放課後等デイサービス	28,631	9,479	20,766	10,163	10,839	4,558	11,021	1,204	3,517	9,651	109,829
保育所等訪問支援	118	0	38	126	88	0	0	0	0	0	370

### <障害児相談支援>

(単位:人分/年)

障害児相談支援	1,468	201	467	506	150	40	218	37	46	250	3,383
---------	-------	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	----	-----	-------

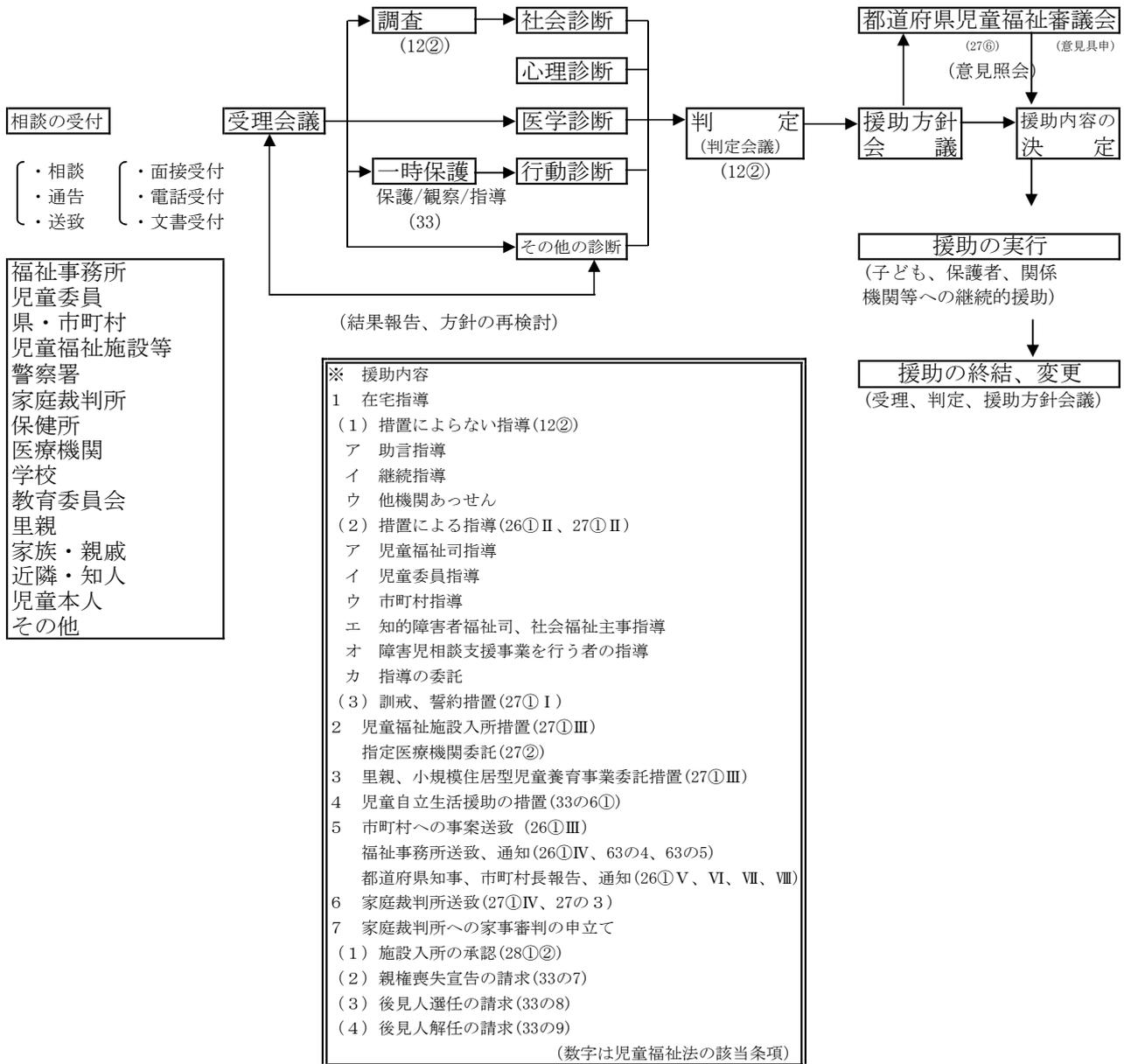
# 第3 児童育成課

## 1 児童相談センターの業務

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関であり、業務は次のとおりである。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供などを行う。
- (2) 児童に関する家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行う。
- (4) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図る。
- (5) 児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行う。
- (6) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失等の請求を行うことができる。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行う。

## 2 業務系統図



### 3 相談の状況

#### (1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴力、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、学習障害、注意欠陥多動性障害を有する児童等に関する相談 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 受け付けた時点では通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 非行や精神疾患、養護問題が主である場合には、それぞれの相談に分類する。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内での幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別・地区別受付件数の推移

(単位：件)

区	分	平成28年度												平成29年度												前年度比(%)			
		半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	管轄外	計	大分類	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	管轄外		計	大分類	
養護	虐待	145	42	82	39	84	44	33	5	16	49	11	550	819	138	47	103	65	67	23	26	6	9	63	20	567	914	11.6%	
	その他	43	22	70	24	25	14	14	5	14	27	11	269		94	27	50	31	37	18	26	5	7	27	25	347			
保健		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	4	881	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	867	△ 1.6%
肢体不自由		3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	6		3	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	7			
視聴覚障害		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
重症心身		4	1	8	5	2	0	2	0	0	0	1	23		4	0	5	3	2	1	3	0	1	2	0	21			
知的障害		135	72	163	121	88	30	42	11	36	81	3	782		194	65	137	100	82	52	66	16	28	53	0	793			
自閉症・発達障害相談		14	11	15	6	3	3	1	1	1	9	0	64		11	5	10	6	1	2	5	0	3	3	0	46			
ぐ	犯	5	3	4	1	1	0	3	0	0	2	2	21	51	8	1	5	1	1	2	0	0	1	1	1	21	31	△ 39.2%	
触法行為等		15	0	5	7	3	0	0	0	0	0	0	30		3	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	10			
性格行動		20	7	12	8	6	4	4	0	1	13	5	80	167	23	4	8	7	15	1	3	1	3	14	4	83	161	△ 3.6%	
不登校		3	4	1	1	1	2	2	0	1	5	2	22		1	3	1	0	0	0	0	0	0	2	7				
適性		10	4	4	1	0	2	0	0	1	4	0	26		3	0	0	0	2	3	1	1	2	2	0	14			
しつけ		7	3	3	5	1	0	1	0	2	12	5	39		18	6	1	4	1	0	3	1	1	19	3	57			
その他		1	0	1	3	2	0	0	0	0	0	2	9	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	2	—		
合計		407	169	370	221	219	99	102	22	72	202	44	1,927		500	158	326	220	210	102	133	30	56	184	56	1,975			

(3) 相談種別・処理別の状況

平成29年度 (単位: 件)

区	分	面接指導			市町村送致	児童福祉司指導	児童委員の指導	家庭裁判所送致	訓戒制約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	ファミリーホーム	障害児施設利用契約	その他	未処理	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	通所							
養護	虐待	422	69	0	10	0	0	0	0	15	0	0	6		0	19	60	601
	その他	267	32	4	5	0	0	0	0	16	0	0	6		0	6	27	363
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
肢体不自由		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			6	0	1	7
視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
重症心身		19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			2	0	0	21
知的障害		785	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1	17	803
自閉症		47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	47
ぐ犯		10	5	0	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	1	22
触法行為等		0	0	0	0	9	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14
性格行動		77	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	3	86
不登校		6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	7
適性		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	1	14
しつけ		57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	57
その他		18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	18
合計		1,721	112	5	15	10	0	2	3	33	0	0	14	0	8	27	110	2,060

(4) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

平成29年度 (単位: 件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・監察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	1,845	132	0	0	768	105	27	11	146	0	0	140	68	0
(再掲) 児童虐待	1,094	0	0	0	39	3	9	3	79	0	0	24	29	0
(再掲) 非行	204	0	0	0	11	0	8	5	36	0	0	58	4	0
保護者	6,586	0	0	0	0	0	0	0	736	0	0	10	86	0
(再掲) 児童虐待	3,928	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	7	38	0
(再掲) 非行	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0
その他	12,412	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	11	183	0
(再掲) 児童虐待	7,155	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	7	74	0
(再掲) 非行	574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	20,843	132	0	0	768	105	27	11	957	0	0	161	337	0
(再掲) 児童虐待	12,177	0	0	0	39	3	9	3	117	0	0	38	141	0
(再掲) 非行	1,106	0	0	0	11	0	8	5	36	0	0	60	14	0

(5) - 1 養護相談

ア 原因別の状況（平成29年度実績）

（単位：件）

原因		件数
家出		9
死亡		3
離婚		4
出産		7
傷病		13
経済的理由		8
保護者の拘禁		6
家庭環境	家庭不和	75
	放任	16
	保護者の精神障害等	11
	保護者の生活能力が低い	16
	保護者の知恵遅れ	0
	虐待通報のみ	126
	その他	48
非嫡出子、その他		5
合計		347

イ 養護相談の延対応件数等

（単位：件）

	虐待相談			その他の相談		
	件数	延件数	平均対応件数	件数	延件数	平均対応件数
平成28年度	545	11,874	21.8	272	7,161	26.3
平成29年度	541	12,527	23.2	336	7,073	21.1

(5) - 2 虐待相談

ア 相談経路別対応件数

（単位：件）

区分	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	警察等	家庭裁判所	医療機関	学校等
28年度	20	32	9	348	0	20	13
29年度	23	41	11	378	0	10	4

里親	本人	家族	親戚	近隣・知人	その他	合計
2	3	36	4	56	2	545
1	3	19	10	39	2	541

## イ 虐待相談の主な虐待者（29年度実績）

(単位：件)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
相談件数	235	38	232	3	33	541

## ウ 29年度における被虐待児の年齢と虐待内容

(単位：件)

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	
29年度	0～3歳未満	13	0	74	19	106
	3～就学前	36	0	79	31	146
	小学生	40	0	100	26	166
	中学生	33	2	35	8	78
	高校生・その他	20	2	16	7	45
	合計	142	4	304	91	541

## エ 対応状況

(単位：件)

区分	助言指導	継続指導	他機関斡旋	福祉司指導	施設入所	里親委託	その他	合計
28年度	425	90	0	0	8	1	21	545
29年度	422	69	0	0	15	6	29	541

## オ 市町村別受付状況

(単位：件)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町
28年度	145	42	82	39	84	44	33	5
29年度	138	47	103	65	67	23	26	6

美浜町	武豊町	その他	合計
16	49	11	550
9	63	20	567

## カ 児童福祉施設等への措置状況

平成29年度（単位：人）

区分	乳 児 院 ※ 1	児 童 養 護 施 設 ※ 2	知 的 障 害 児 施 設	施 児 童 心 理 治 療 ※ 3	肢 体 不 自 由 児 施 設	盲 児 ろ う あ 施 設	施 重 症 心 身 障 害 児 施 設	施 児 童 自 立 支 援 ※ 4	ホ ー ム ミ リ ※ 5	里 親	指 定 医 療 機 構 ・ 機 関	国 立 病 院 機 構	合 計
28年度末措置人員	10	114	25	9	2	0	1	3	16	10	5		195
29年度末措置人員	7	116	19	10	1	0	4	1	14	15	4		191

※1 乳児院 乳児を入所させて養育する。

※2 児童養護施設 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する。

※3 児童心理治療施設 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

※4 児童自立支援施設 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

※5 ファミリーホーム 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する。養育者が自らの住居をファミリーホームとする。

## キ 里親

### （ア）里親制度

親の病気や離婚、虐待等様々な事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを家庭的な雰囲気の中で養育する制度であり、児童・障害者相談センターでは、そのような里親を開拓し、養育を委託している。平成29年4月からは養子縁組を前提とした里親と養育里親の両方の要件として一定の研修を修めるよう児童福祉法が改正された。

本県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流促進（里親サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業や里親会の育成を図り、里親委託可能な児童については、積極的に委託を推進するよう取り組んでいる。

### （イ）里親の種類

- a 養育里親 … 家庭に戻るまで、または18歳（場合によっては20歳）まで養育
- b 専門里親 … 虐待等により心に傷を受けた子どもや障害のある子ども等を専門的な知識等を用いて養育
- c 養子縁組里親 … 将来、養子縁組を前提とした子どもの養育
- d 親族里親 … 子どもの三親等内の親族が養育

### （ウ）里親登録及び委託状況

	里親登録数 (A)	受託里親数 (B)	受託児童数	委託率(B/A)
28年度	37	9	10	24.3
29年度	38	9	15	23.7

(6) 非行相談

ア ぐ犯の内容別件数 (29年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	不純異性交遊	家出・外泊	校則違反・授業妨害・校内暴力	窃盗・万引き	就労しない	喫煙・飲酒	怠学	不良交友
男	1	6	0	2	0	3	1	0
女	6	3	0	2	0	0	0	0
計	7	9	0	4	0	3	1	0

家庭内暴力	強制わいせつ・強姦	金銭持ち出し	暴行・傷害	計
0	4	4	0	21
0	0	0	0	11
0	4	4	0	32

イ 触法の内容別件数 (29年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	窃 盗				暴行・傷害	器物損壊	強制わいせつ・強姦	校則違反・授業妨害・校内暴力	放火	その他	計
	万引き	自転車バイク窃盗	車上荒らし等	その他							
男	3	1	2	1	1	0	1	0	0	0	9
女	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	3	2	2	1	1	0	1	0	0	0	10

(7) 障害相談

ア 内容別件数 (29年度実績)

(単位: 件)

療育手帳	特別児童扶養手当	施設入所	就園・就学・就職	一般教育	利用契約	その他	計
693	131	1	11	22	2	0	860

イ 療育手帳台帳管理件数 (29年度実績)

(単位: 件)

A判定	B判定	C判定	計
452	295	703	1,450

平成30年度 知多福祉相談センターのあらまし  
平成30年9月発行

発行所 愛知県知多福祉相談センター

〒475-0902 半田市宮路町1-1

地域福祉課

電話 0569-31-0121

ファックス 0569-31-0131

児童育成課

電話 0569-22-3939

ファックス 0569-22-3949

電子メール(地域福祉課・児童育成課共通)

chita-fukushi@pref.aichi.lg.jp